

論壇

「税制のグリーン化」をめぐっての考察



小池敏範 【渋谷】

I はじめに

平成20年12月に公表された政府与党の平成21年度税制改正大綱では、今後の税制改正の検討事項の一番目として、次のように記述している。

国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

「経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推進し進める。なお、環境税については、税制技術改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の

削減(日本は6%削減)することを目的として、各国ごとに法的拘束力のある数量化された約束が定められた。政府はこれを受けて、6%削減約束を確実に達成するための「京都議定書目標達成計画」を策定し、目標達成のための施策の二つとしてあらゆる政策手法を総動員し、各手法の特徴を生かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考

II 税制のグリーン化の背景

1997年12月に先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が京都議定書で採択され、2005年2月に発効されたこととは周知のとおりである。

この京都議定書では、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの第一約束期間において先進国全体で基準年(1990年)に比し少なくとも5%

え方を活用するとしている。そして、具体的な施策として国内排出量取引制度、環境税の導入を課題としている。また、政府自ら京都議定書目標達成計画の進捗状況を管理することとしている。

しかし、最近(2008年12月25日)公表された進捗状況の報告では、2007年速報値で二酸化炭素に換算して基準年比で逆に8.7%増加していることされ、このままでは6%削減約束の達成が困難であるという危機的な状況である。

III 税制のグリーン化と環境税

中央環境審議会では、2008年11月17日に「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」と題し、国全体を低炭素化へ動かしていくための重要な仕組みとして、環境税等のグリーン税制に関し、広く調査・分析を重ね議論した結果を公表した。その中で「税制のグリーン化とは、エネルギー課税のみならず広く各種の税制の中でそれぞれ本来の目的達成を図りつつも、二酸化炭素を出す人が負担をし、二酸化炭素を出さない努力をする人の負担が軽くなる税制に向けた改革を行うことを指している。」としている。

この状況を最も危惧しているのが、地球温暖化防止のための政策案を策定する環境省である。環境省の諮問機関である中央環境審議会によれば、約束期間の2008年から2012年の平均で6%削減するためには、他の対策を見込んでもおお、2007年度から9.3%削減しなければならぬとし、そのためには税制のグリーン化が有効で、環境税の導入は、税制のグリーン化の、いわば徹底した姿と言えらるるとしている。

この状況を最も危惧しているのが、地球温暖化防止のための政策案を策定する環境省である。環境省の諮問機関である中央環境審議会によれば、約束期間の2008年から2012年の平均で6%削減するためには、他の対策を見込んでもおお、2007年度から9.3%削減しなければならぬとし、そのためには税制のグリーン化が有効で、環境税の導入は、税制のグリーン化の、いわば徹底した姿と言えらるるとしている。

環境省では、この中央環境審議会の議論を踏まえたうえで政府与党に対して平成21年度税制改正要案で環境税具体案を示したが、先の平成21年度税制改正大綱では、環境税の創設は今後の検討事項として見送られ、一方の減税制度(二酸化炭素を出さない努力をする人の税の負担が軽くなる税制)は、ほぼ環境省の要望が認められた結果となっている。

ところで、環境税であるが、環境省の案内によれば「環境税とは、地球温暖化防止のための有力な手法の一つとして議論されている税金で、ガソリンや石炭、電気、ガスなどに課税することにより、二酸化炭素の排出

量又は化石燃料の消費量にに応じた負担を求める仕組みである。」とし、環境問題を解決するため経済的手法として導入される税として位置づけている。

環境税を導入した場合、次のような効果があるとされている。

- ① 価格インセンティブ効果
② 財源効果
③ アナウンスメント効果

これらのうち①は、化石燃料に課税し、燃料を割高にすることで、国民にエネルギーの節約を促すとともに、省エネ機器への投資や買換えが進むことは、企業に対して、さらに効率のよい機器の技術開発を促すことにも繋がるといふものである。

②は、環境税によって得られた税金を、温暖化対策に取り組む企業や家庭に対する減税や補助金として利用することにより、温暖化対策を二層支援することが可能になるといふものである。③は、国民が環境税の導入によって税の負担を感じることに、全体で温暖化対策の必要性が認識され、ライフスタイル・ワークスタイルの変革が望まれるといふものである。

点もあるとしている。

環境省が示した環境税具体案の概要は次のとおりである。

【課税の仕組み】

- 家庭・オフィスで使う灯油、LPGに対して上流で課税
○ 工場等で使用する石炭、重油、天然ガスについて大口排出者による申告納税
○ 家庭・オフィス・工場等で使う電気、都市ガスに関しては、発電・ガス事業者が用いる化石燃料に対して

IV 環境税の問題点と導入にむけて

環境税の導入に対して、産業界は反対意見が多いが、特に日本経済団体連合会と日本商工会議所は強く反対している。例えば、日本経済団体連合会は、先の中央環境審議会が2003年8月29日に公表した「温暖化対策税制の具体的な制度案」に対して、同年11月18日に「環境税の導入に反対する」と題して次のような理由により導入反対を明らかにしている。

- ① 環境税は本格的な景気回復に水を差し、産業界の足枷となる。
② 国内空洞化を促進する一方で地球の温暖化を減らすことには逆行する。
③ エネルギー課税は既に過重である。

課税
【税率・税収額】
○ 税率は2、400円/炭素トン(約655円/二酸化炭素トン)
○ 税収額は約3、600億円

○ 家計の負担は世帯当たりの年間約2、000円(月額約170円)

【税収】
○ 一般財源とする。現下の厳しい経済環境を踏まえ、極力増税とならないよう措置

【既存エネルギー環境諸税との関係】
○ ガソリン、軽油については、揮発油税、軽油引取税等において環境課税することを前提に、課税対象としない。

④ 自主的取り組みを尊重し、実行ある民主的対策に取り組みべきである。
⑤ 全ての国が参加できる新たな枠組みが不可欠である。また、日本商工会議所では、次のような問題点も挙げている。

- ① 産業界の国際競争力に悪影響を及ぼす。
② 価格上昇による排出抑制効果は期待できない。
③ 税務執行が困難である。環境税の問題点は少なくないが、紙面の関係で残念ながらその一つ一つを論ずることはできない。そこで、本稿では、課税の仕組みと価格転嫁の点のみに絞って検討してみたい。例えば、化石燃料に対する課税であるが、保税地域からの引

取量又は採取場からの採取量に對して課税する最上流課税、エネルギーに転換する製造場からの排出量に課税する上流課税の方法が考えられる。最上流課税の場合は輸入者又は採取者が、上流課税の場合は製造業者が税を納付することになるが、その税を価格に転嫁し易くするためには小売業者又は消費者が税の負担者となるように源泉徴収の制度が考えられる。地球温暖化防止のために環境税を導入するというアナウンスメント効果を最大限に出すためには、消費者である工場、オフィス、家庭(国民)に負担を求めるのが望ましい。もっとも、家庭が申告納税者になることは、申告の不確実性、徴税コスト等の点から現実的ではない。納付した環境税を製造業者等が電気料金等の価格に転嫁して消費者に負担してもらおうとしても、その税が重いものであれば逆進性の問題も生じよう。

創設に当たって検討しなければならぬ課題は残っていないようだが、地球温暖化防止の施策の一つとして、環境税を導入することは賛成である。先に示した環境省の環境税具体案では税収を一般財源としているが、二酸化炭素排出削減努力に報いる減税等に充てるために目的税化又は特定財源化すべきである。税収の使途の観点から揮発油税等の既存エネルギー税との関係も明確にしなければならぬ。税に携わる者の一人として、今後の税制のグリーン化の動向を注視していきたいと考えている。